

印西市 緑の基本計画

令和3年3月

印西市

序章 緑の基本計画の基本的事項

1. 緑の基本計画策定の目的
2. 計画の概要
3. 緑の位置付け
4. 計画の全体構成

第1章 印西市の緑の現況と課題

1. 印西市の現況
2. 印西市の緑の現況
3. 意向調査結果
4. 前計画の進捗状況
5. 緑に関する課題

第2章 印西市の緑の将来像と目標

1. 基本理念
2. 緑の将来像
3. 基本方針
4. 計画のフレーム
5. 緑地の確保目標等

第3章 実現のための施策の方針

1. 施策の体系
2. 施策の方針
3. 都市公園の管理方針

第4章 緑化重点地区・保全配慮地区の計画

1. 緑化重点地区の指定
2. 保全配慮地区の指定

第5章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制
2. 進行管理の考え方

資料編

1. 印西市の緑の現況
2. 前計画の施策の実施状況
3. 検討委員会の開催概要
4. 用語集

序章

緑の基本計画の基本的事項

1. 緑の基本計画策定の目的

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく法定計画であり、市と市民、事業者が協働で市内の緑を保全・創出・活用していくため、中・長期的な視点で方針や目標、取組を示す、まちづくり計画のひとつです。

本計画では、都市公園の整備方針のほか、緑地の保全や、緑化地域における緑化の推進に関する事項など、都市計画制度に基づく施策と、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動等、都市計画制度によらない施策や取組を体系的に位置付けたオープンスペースに関する総合的な計画です。

(2) 計画策定の目的・背景

① 計画策定の目的

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本市の緑を取り巻く状況を勘案しながら、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めていきます。

印西市(以下、「本市」)では、平成 11 年度に合併前の旧印西市及び印旛村で緑の基本計画が策定され、ともに令和2年度に計画の目標年度を迎え、この間にも緑を取り巻く社会情勢や国の取組方針、市内のまちづくりの進展等に変化があったことから、合併後の新市における印西市緑の基本計画を策定します。

② 計画策定の背景

ア 社会情勢の変化や国の取組方針

現在、我が国では急激に人口の減少が見込まれており、さらに、少子高齢化の進行等に伴う国民の生活様式やニーズの多様化等、社会情勢が大きく変化してきています。

公園や緑地の動向をみると、国では平成 29 年に都市緑地法や都市公園法等が改正され、Park-PFI など公園への民間活力の導入や緑・オープンスペースの整備・保全等に関する制度が充実するなど、新たな公園や緑地の整備・創出から、既存の公園や緑地の保全や活用、維持管理等へと方向性が転換してきています。こうした情勢の変化に伴い、市町村が策定する緑の基本計画でも都市公園の管理の方針や都市農地を緑地として位置づけることとされました。

さらに、生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まり、我が国を含む世界各国で様々な取組が進められている中、都市における生物多様性に対しても注目が高まっています。都市の生物多様性確保に必要な生物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化を計画的に推進するため、都市における総合的な緑のマスタープランである緑の基本計画に生物多様性に関する方針や施策を位置づけることとされました。(国では、平成 30 年4月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定)

近年では、平成 27 年の国連サミットで採択された国際目標である SDGs(持続可能な開発目標)への取組のほか、ヒートアイランド現象や異常気象による災害の多発や、近年頻発する異常気象によって引き起こされる土砂崩れ等の自然災害に対し、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりとなるグリーンインフラの機能が見直されてきています。

また、令和2年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大においては、自然災害と異なる新たな脅威に対し、ステイホームによる運動不足やストレスなどの解消に向けて公園や自然環境等の屋外での活動が見直されてきています。

イ 本市のまちづくりの進展等の変化

本市は、平成 22 年3月に旧印西市、印旛村及び本埜村が合併して新印西市が誕生しました。市内では、千葉ニュータウンの整備によって新たなまちづくりが進められ、人口は年々増加し、平成 30 年5月に 10 万人を超えました。また、千葉ニュータウンなどの市街地においては、都市部の緑として都市公園をはじめ、街路樹や沿道の植込み、公共施設内の緑化等によって計画的に都市部の緑が創出されています。一方、郊外には水辺から連なる広大な農地や丘陵地を形成する斜面林などの里山が豊かな緑地を形成しています。

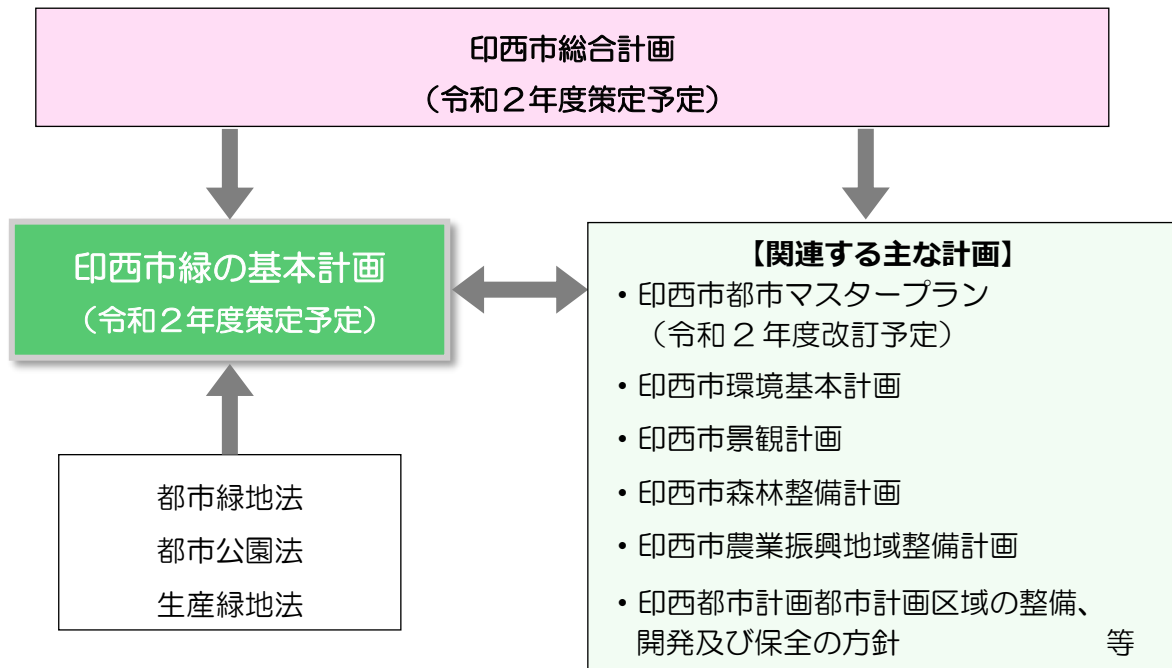
しかし、本市でもこれまでの人口増加の傾向から、少子高齢化による人口減少傾向へ転換されることが予想されている中で、緑の維持管理の在り方も状況に沿った体制としていくことが必要です。

このような本市の現状を踏まえ、市民と緑が共生するまちづくりを推進するため、新たな将来像とそれを実現するための取組を緑の基本計画に取りまとめしていくことが必要になります。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

「印西市緑の基本計画」は、「印西市総合計画」を上位計画とし、「印西市都市マスタープラン」、「印西市環境基本計画」、「印西市景観計画」、「印西市森林整備計画」などの関連計画と整合を図りながら策定します。



(2) 計画期間と目標年次

「印西市緑の基本計画」は、「印西市総合計画」や「印西市都市マスタープラン」との整合を図るため、令和3年度から10年後の令和12年度を中間年次、20年後の令和22年度を長期目標とする20年間の計画とします。

3. 緑の位置付け

(1) 本計画で対象とする緑

本計画で対象とする「緑」は、樹林地や農地、草地、河川などの水面、都市公園などの緑地やオープンスペース、街路樹、民間施設の植栽などを指します。

緑の体系

| 河川・水面 | 河川敷 | 農地 | | | 山林 | | 公園・緑地・広場 | 街路樹 | 施設の緑地 | | |
|-------|-----|------|-------------|-------|--------------|-------|----------|-----|--------|-------------|-------|
| | | 生産緑地 | 農業振興地域農用地区域 | その他農地 | 法等により保全された山林 | その他山林 | | | 施設の植栽等 | 協定・条例等によるもの | 個人の庭等 |
| 計画の対象 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

対象となる本市の代表的な緑

| | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |
| 松山下公園 | 木下交流の杜広場 | ゴルフ場 | 市民農園 |
|  |  |  |  |
| 印旛手賀自然公園 | 印旛沼 | 農地 | 草深の森 |

(2) 緑が有する主な機能

緑は多様な機能を有しており、我々の暮らしに潤いと安らぎを与えてくれます。特に現代にあたっては、以下のような機能が期待されます。

環境保全機能

緑は、二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収するとともに、緑陰に冷気をためることで、都市のヒートアイランド現象を緩和する機能が期待されます。

また、大気の浄化や騒音、振動などを緩和し、人と自然が共生する都市環境を形成する機能があります。



レクリエーション機能

公園等の緑地は、日常的なレクリエーションの場としての活用とともに、身近な自然や歴史的文化とのふれあいの場を形成する機能を有しています。

また、地域の交流や休息・憩い、健康の維持増進を図る場となります。



防災機能

公園等のオープンスペースは、災害時の避難場所や災害救護活動の拠点となり、都市の防災性を向上させる機能を有しています。

また、樹林地や農地は雨水の調整機能による土砂災害や洪水の発生抑制など、グリーンインフラとしての機能も期待されます。



景観形成機能

花や草木のほか、まとまりのある緑地は、四季の変化を実感することができ、都市に潤いと安らぎを与えています。

また、利根川や手賀沼、印旛沼等の河川、その周辺の斜面林や谷津田などから形成される里山景観は本市の特徴的な景観となっています。



生物多様性確保機能

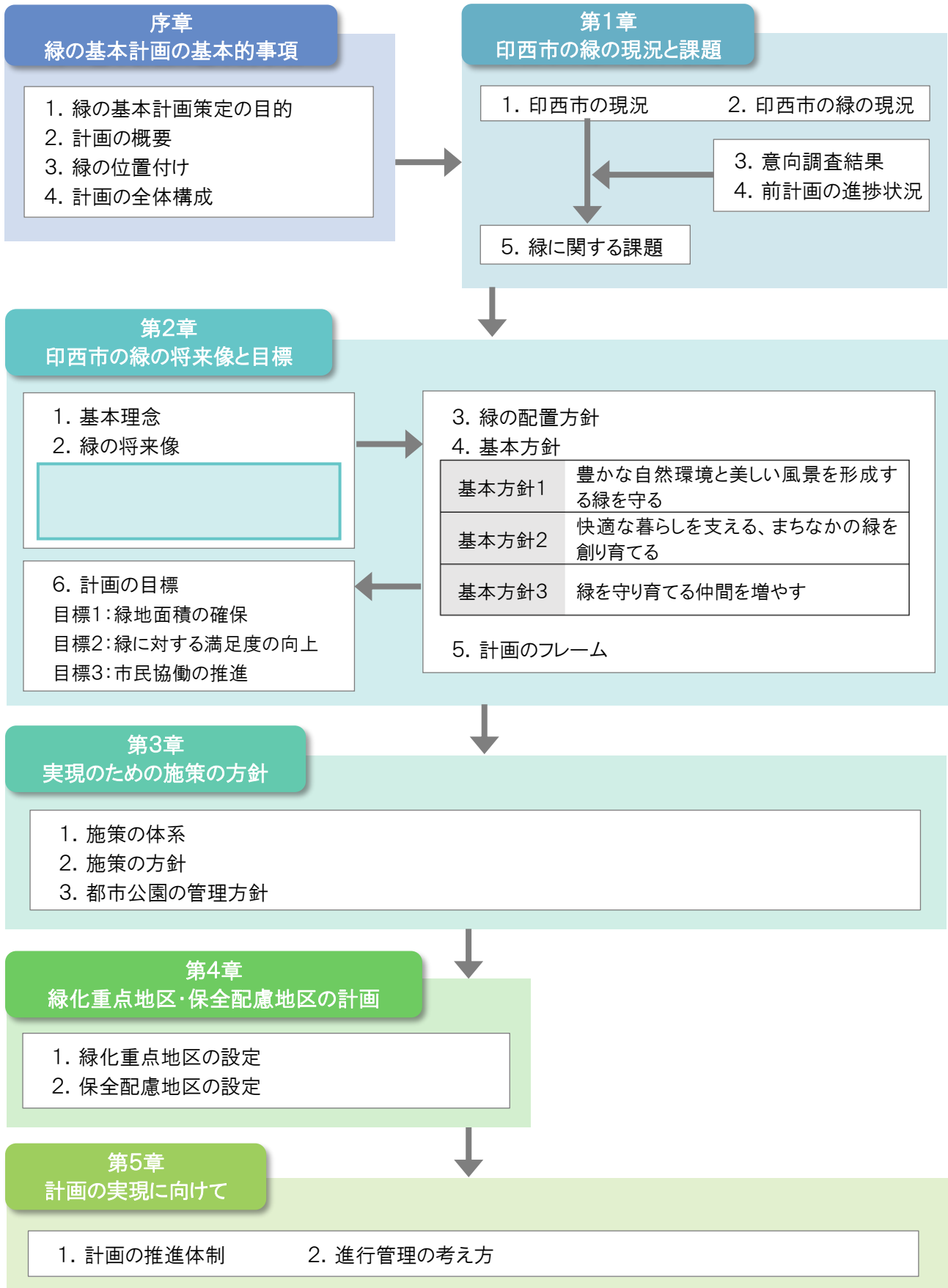
緑は、多様な生物の生息・生育環境を形成し、生物多様性の機能維持に重要な役割を果たしています。

また、公園や河川、街路樹、施設の緑地等の市街地の緑による緑のネットワークを形成することで、生物の移動空間が担保されます。

生物多様性が確保された自然からはきれいな空気などの恩恵がもたらされます。



4. 計画の全体構成



第1章

印西市の緑の現況と課題

1. 印西市の現況

(1) 位置

本市は、東京都心から約 40km、千葉市から約 20km、成田国際空港から約 15km に位置し、西は我孫子市・柏市・白井市に、南は八千代市・佐倉市・酒々井町に、東は成田市・栄町に、北は利根川を隔てて茨城県に接しています。

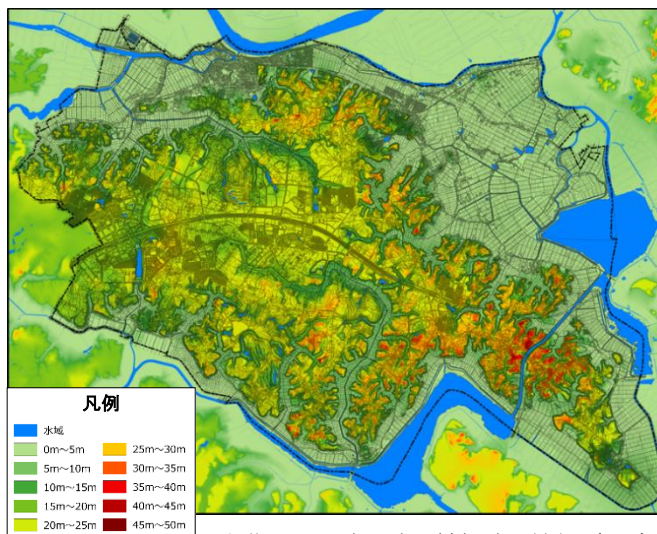


(2) 地勢

本市は、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼、北部を利根川に囲まれ、標高 20~30 m 程度の下総台地といわれる平坦な台地と、沼及び河川周辺の低地により構成されています。

市の大部分を占める台地は周囲の沼や川につながる谷津といわれる谷に切り込まれ、北総地域に特徴的な景観を形成しています。

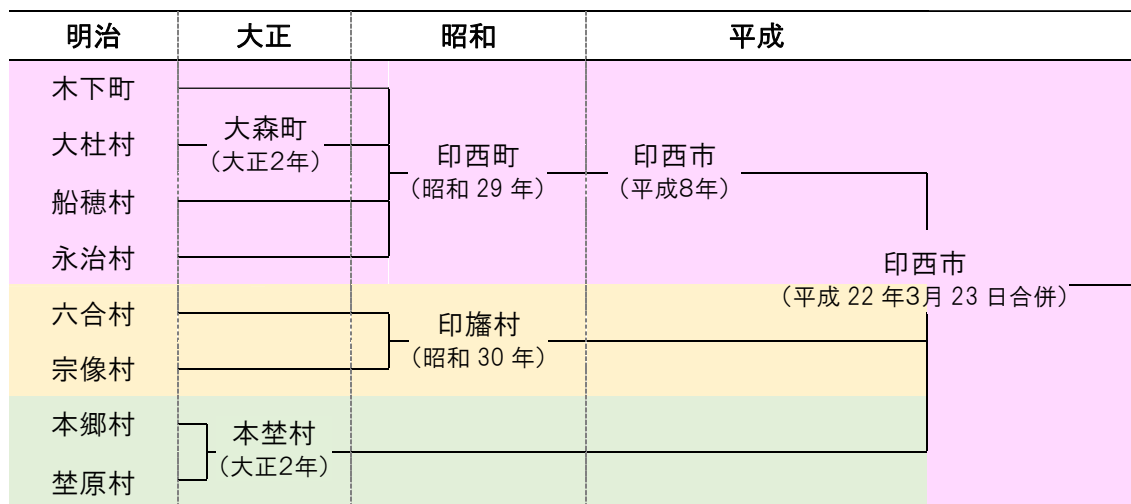
地質は、台地に関しては上部に関東ローム層が厚く堆積し、低地部は河川によって運びこまれた土砂が堆積する肥沃な土地が広がっています。



出典：国土地理院 基盤地図情報（H4）

(3) 沿革

平成 22 年3月 23 日に印西市・印旛村・本埜村が合併し、新しい印西市となりました。

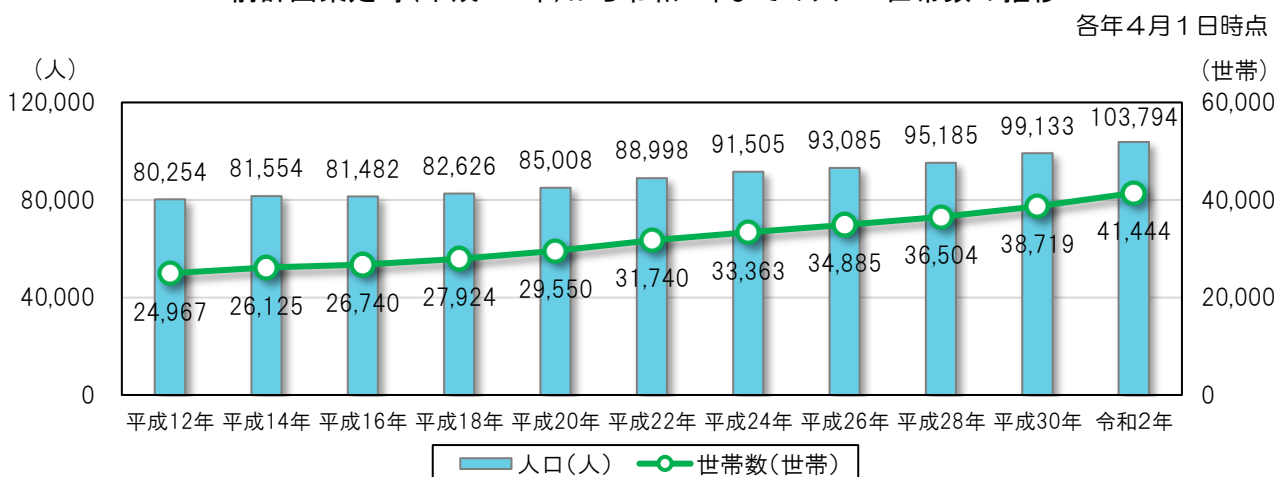


(4) 人口

印西市の人口は、令和2年4月1日現在、103,794 人となっており、世帯数は 41,444 世帯、人口密度は 838.5 人/k m²となっています。

また前計画策定時の平成 12 年から現在にかけて、千葉ニュータウン等の新たなまちづくりが更に進められたことにより、人口で約2万4千人、世帯数で約 1 万7千世帯増加しています。

前計画策定時(平成 12 年)から令和2年までの人口・世帯数の推移



※平成 12 年から平成 20 年は印西市・印旛村・本埜村の人口・世帯数を合算

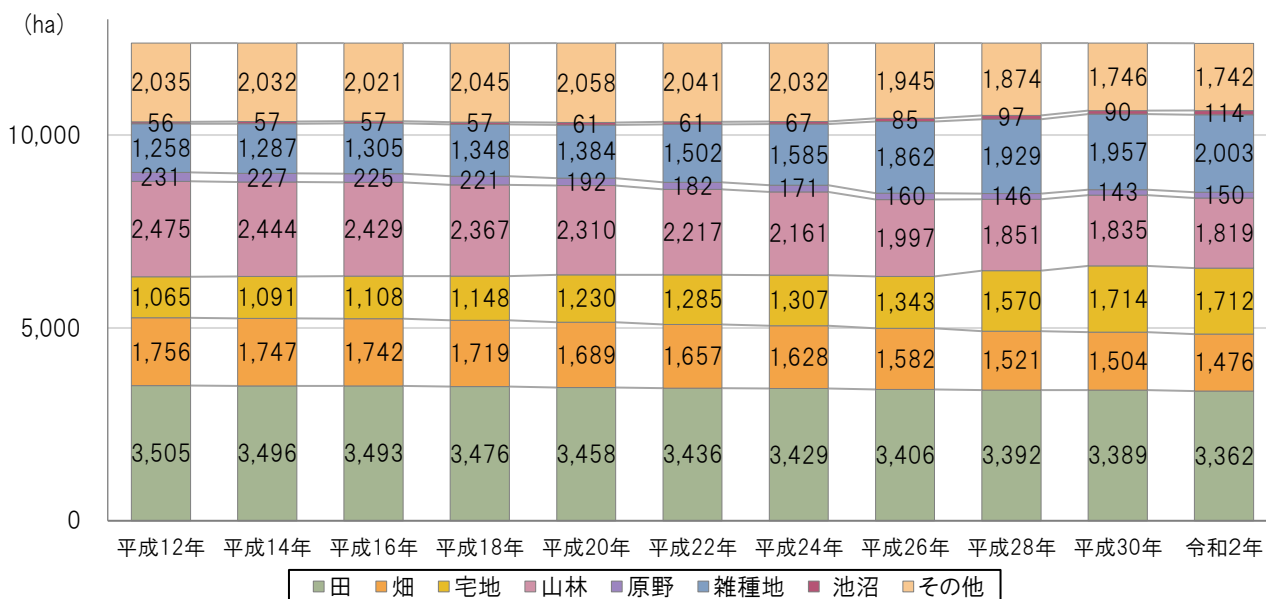
出典：千葉県 住民基本台帳人口

(5) 土地利用

本市の面積は、令和2年4月1日現在、12,380haであり、このうち最も多い土地利用は田の3,362ha・27.2%となっており、続いて、雑種地、山林が多く、宅地は1,712ha・13.8%となっています。

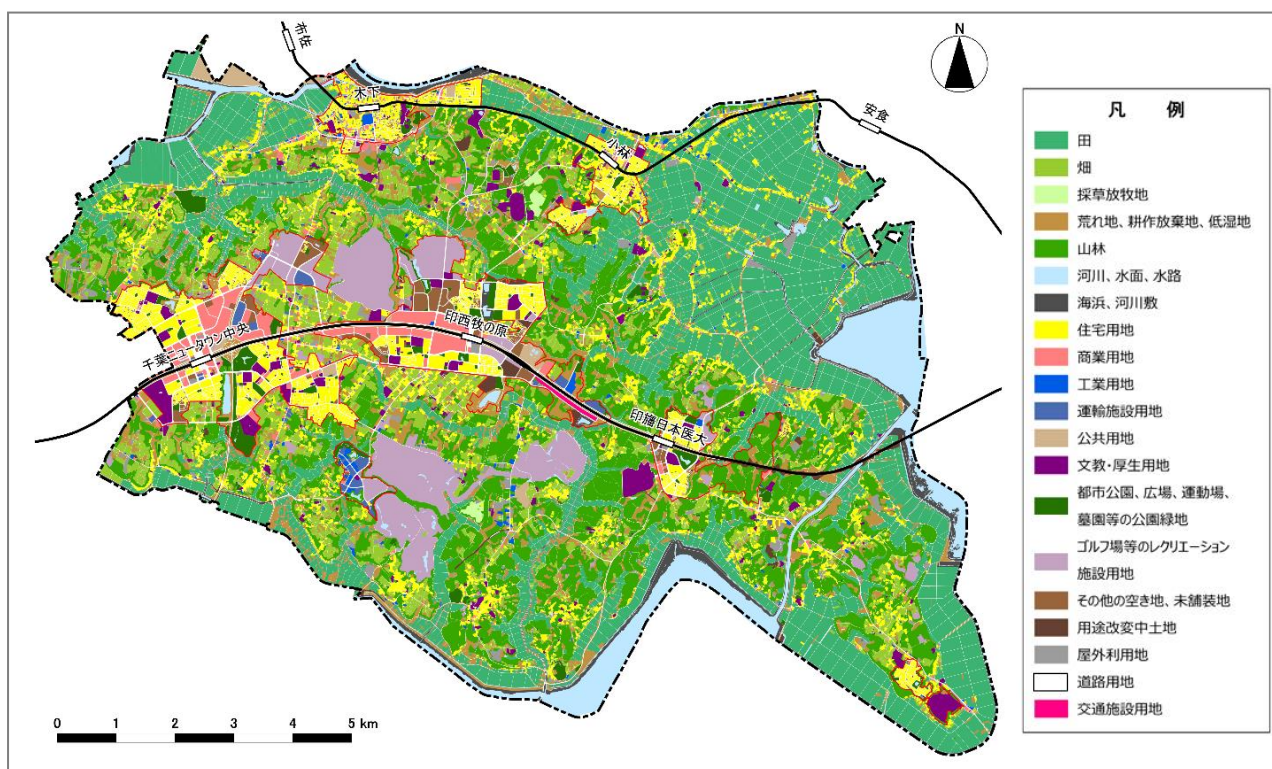
平成12年と令和2年の土地利用を比較すると、田、畑、山林、原野はそれぞれ減少しており、宅地、雑種地、池沼は増加しています。

地目別土地利用の推移



※四捨五入しているため合計値が合わないことがある

出典：千葉県統計年鑑 地目別面積



土地利用の状況

(6) 緑に関する主な文化財

本市には、国指定文化財6件、県指定文化財 17 件、市指定文化財 26 件の計 49 件及び、国登録有形文化財1件があり、その中でも記念物・天然記念物、記念物・史跡として 10 件が指定されています。

① 国の指定文化財

国の天然記念物に指定されている木下貝層は、木下万葉公園内にあり、厚さ 4.3m、長さ 45mにわたって貝類の化石が密集しています。この地層からは 100 種類以上の貝類の化石が確認されています。



② 県の指定文化財

県の天然記念物に指定されている将監のオニバス発生地は、直径が 30cm から 200cm の大きな葉を水面に浮かべるスイレン科の水生植物であるオニバスが発生する場所となっていました。オニバスは、かつて、印旛沼をはじめ、利根川の氾濫でできた湖沼や堀などに生息していましたが、現在は市内で見ることはいけません。



③ 市の指定文化財

市の指定文化財として、8か所の記念物・史跡、記念物・天然記念物が指定されています。

記念物・史跡に指定されている道作古墳群は前方後円墳 7 基、円墳 14 基、方墳 1 基の合計 22 基から構成される群集墳です。その中でも1号墳は全長 46m、高さ 4mあり、印旛沼西岸域で最大規模となっています。



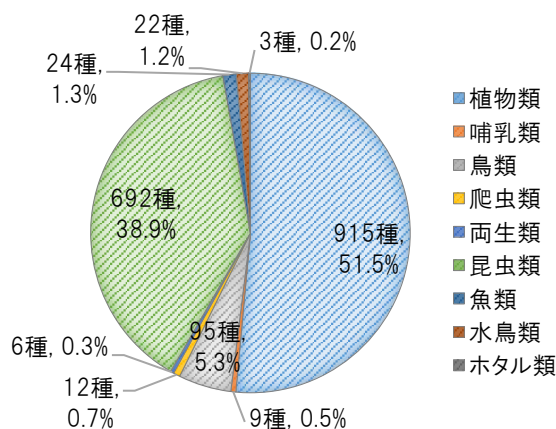
記念物・天然記念物に指定されている吉高の大桜は、樹種はヤマザクラで、樹齢 300 年以上、根回り周囲約 8.5m、樹高約 13m、枝張最大幅は約 27mとなっています。



(7) 本市に生息・生育する動植物

① 生物相

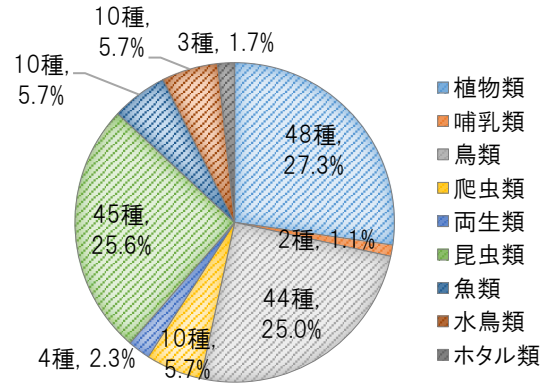
市内で確認されている動植物(植物類、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、水鳥類、ホタル類)の総数は 1,778 種で、最も多いのは植物類の 915 種、次に昆虫類の 692 種、鳥類の 95 種となっています。



② 注目種*

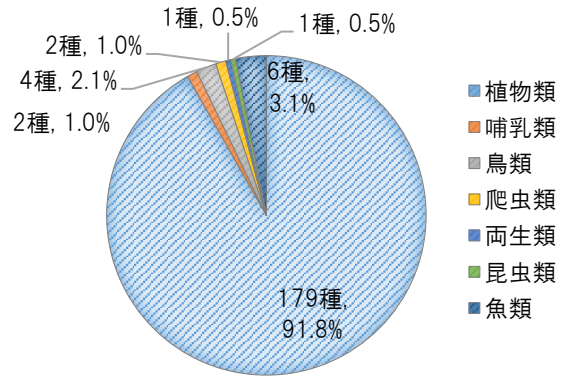
市内で確認されている注目種の総数は 176 種で、最も多いのは植物類の 48 種、次に昆虫類の 45 種、鳥類の 44 種となっています。

※文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、環境省レッドリスト、千葉県レッドデータブック-植物・菌類編を基に注目種を選定



③ 外来種

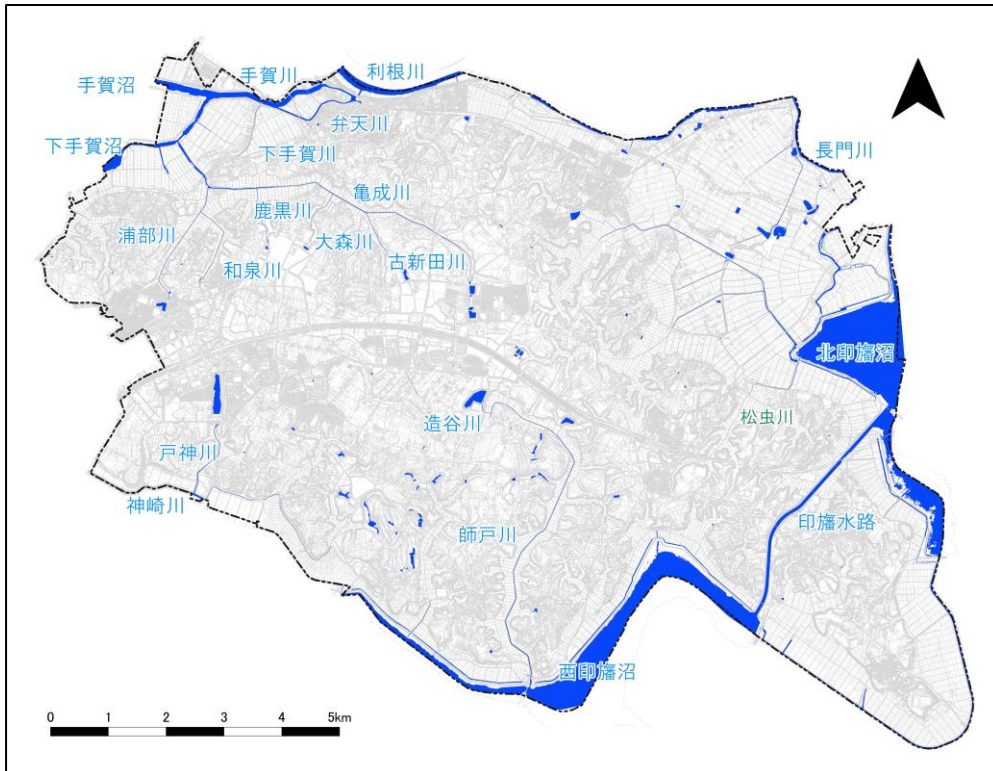
市内で確認されている外来種の総数は 195 種で、最も多いのは植物類の 179 種で全体の9割以上を占めています。



(8) 水系・河川

出典：平成 27 年度印西市自然環境調査業務委託報告書

本市には、20 の一級河川が流れており、いずれも利根川水系に属しています。南東部には印旛沼、北西部には手賀沼が位置しており、これらの水辺の周辺は印旛手賀自然公園に指定されています。



河川位置図

※松虫川は一級河川以外の河川

出典：都市計画基礎調査（平成 28 年）を一部加工

2. 印西市の緑の現況

(1) 緑被の現況

緑被とは、市内の樹林地、農地、草地、河川などの水面、都市公園などの緑地やオープンスペース、街路樹、民間施設の植栽で覆われた場所であり、緑の現況を定量的に示す指標となっています。

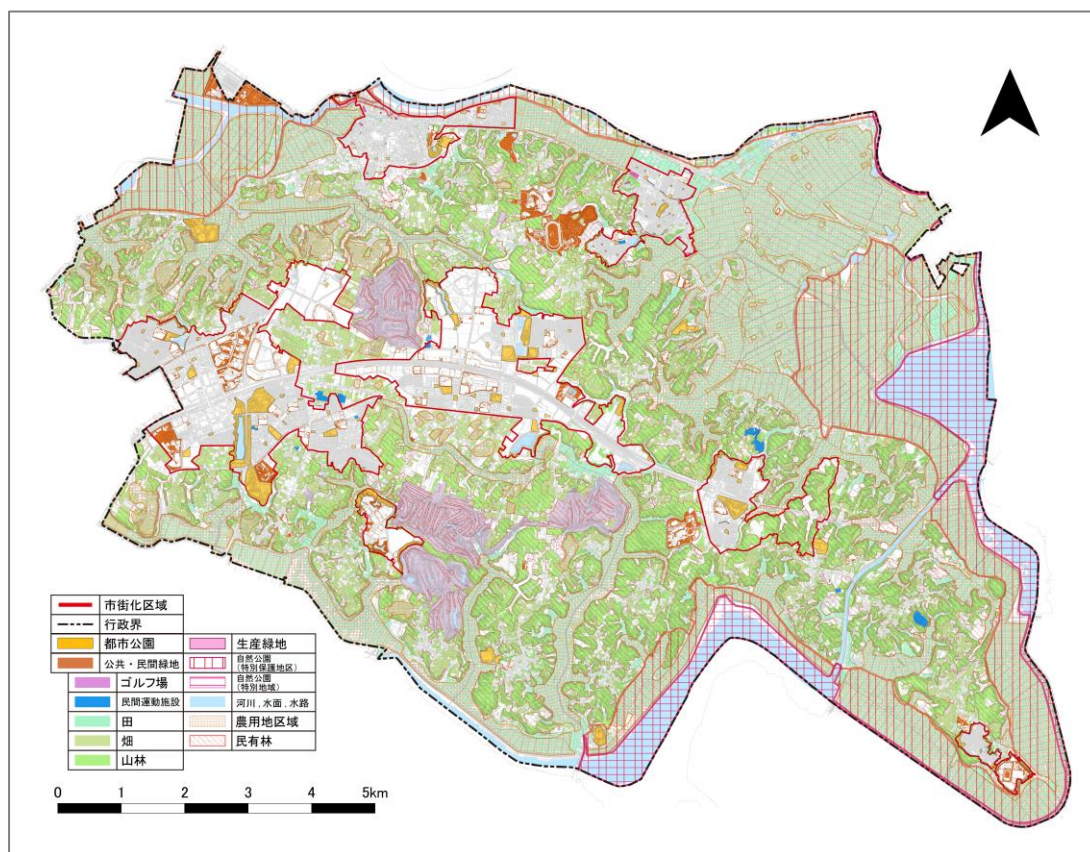
市全体の緑被面積は 9,455.8ha、緑被率は 76.4%となっています。

緑被の現況

| | 緑被面積 | 緑被率 |
|---------|-----------|-------|
| 都市計画区域 | 9,455.8ha | 76.4% |
| 市街化区域 | 383.8ha | 20.1% |
| 市街化調整区域 | 9,072.0ha | 86.6% |

緑被の対象

| 河川・水面 | 河川敷 | 農地 | | | 山林 | | 公園・緑地・広場 | 街路樹 | 施設の緑地 | | |
|-------|-----|------|-------------|-------|--------------|-------|----------|-----|--------|-------------|-------|
| | | 生産緑地 | 農業振興地域農用地区域 | その他農地 | 法等により保全された山林 | その他山林 | | | 施設の植栽等 | 協定・条例等によるもの | 個人の庭等 |
| 緑被の対象 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |



緑被現況図

(2) 緑地の現況

本市の緑地は、市等の公共団体が管理している都市公園等やグラウンド、学校の植栽地等の「施設緑地」と法や条例等に基づき、保全されている河川や森林、農地等の「地域制緑地」があり、市内の緑地面積は、7,012.5haとなっています。

なお、当計画の確保目標に算入する緑地は、「施設緑地」と「地域制緑地」とします。

緑地の対象

| 河川・水面 | 河川敷 | 農地 | | | 山林 | | 公園・緑地・広場 | 街路樹 | 施設の緑地 | | |
|-------|-----|------|-------------|-------|--------------|-------|----------|-----|--------|-------------|-------|
| | | 生産緑地 | 農業振興地域農用地区域 | その他農地 | 法等により保全された山林 | その他山林 | | | 施設の植栽等 | 協定・条例等によるもの | 個人の庭等 |
| 緑地の対象 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

緑地の分類

| 分類 | | 対象の緑 | 面積 (ha) | | |
|--------|---------------------|---------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|------|
| 緑地 | 施設緑地 | 都市公園 | 総合公園、運動公園、地区公園等、都市公園法で規定するもの | 181.9 | |
| | | 都市公園以外 | 公共施設緑地 | 都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設 | 11.6 |
| | | | 公共公益施設における植栽地等 | 学校の植栽地、街路樹等の道路の植栽帯、その他の公共公益施設における植栽地等 | 65.4 |
| | | 民間施設緑地 | 公開空地、ゴルフ場 等 | 523.2 | |
| | 地域制緑地 | 法による地域 | ・生産緑地地区（生産緑地法） | 2.6 | |
| | | | ・自然公園（自然公園法）※ | 2,335.6 | |
| | | | ・河川区域（河川法） | 708.2 | |
| | | | ・農業振興地域農用地区域（農業振興地域整備法） | 3,102.1 | |
| | | | ・地域森林計画対象民有林（森林法）など | 2,148.0 | |
| | 法による地域及び協定・条例等によるもの | ・緑地協定 ・条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 など | - | | |
| 重複する緑地 | | | 2,066.0 | | |
| 合計 | | | 7,012.5 | | |

※印旛手賀自然公園（6,606ha）の内、印西市のみの面積をGISで算出
四捨五入しているため合計値が合わないことがある

(3) 施設緑地

① 都市公園

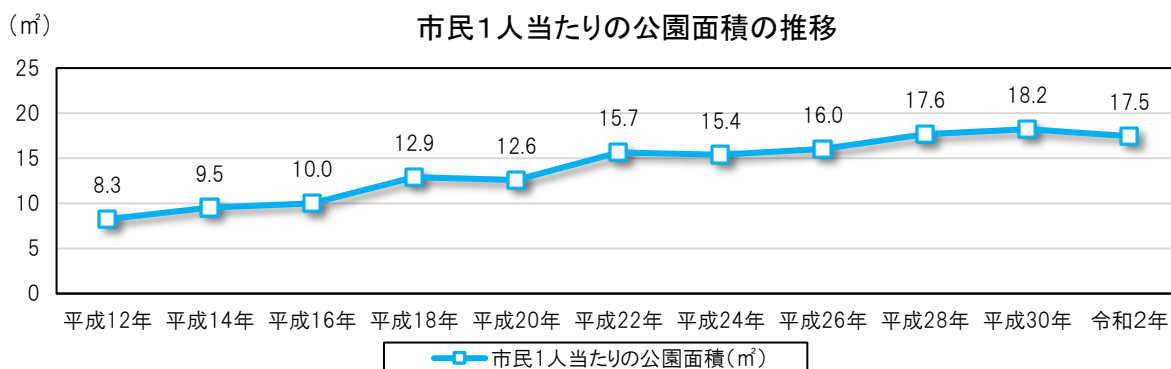
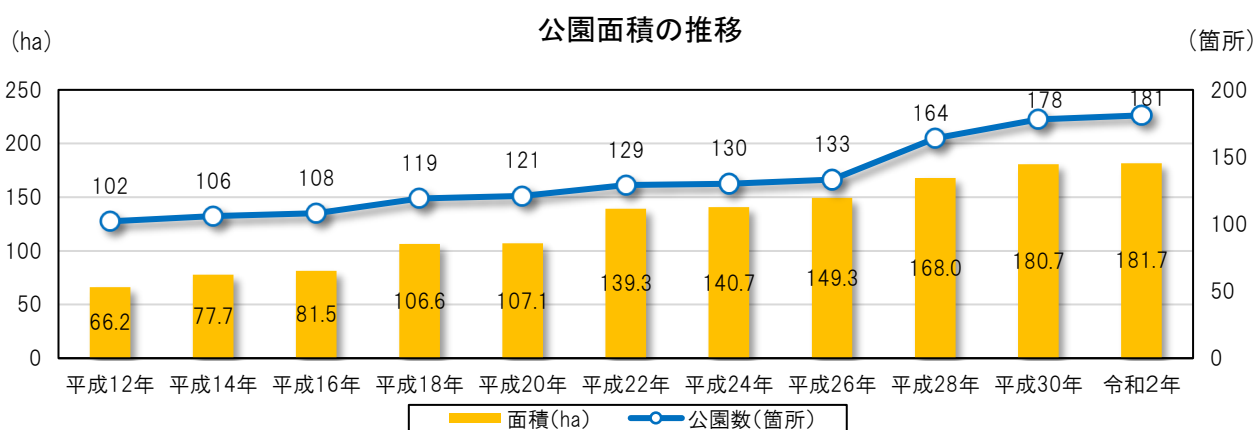
令和2年4月時点の都市公園は181箇所、整備面積は181.71haであり、市民1人当たりの都市公園面積は、17.5 m²/人となっています。

公園の整備量は、着実に増えており、市民1人当たりの面積も前計画策定時と比べ、9.2 m²/人増加しており、県平均7.0 m²/人(平成31年4月時点)よりも10.5 m²多くなっています。

出典：千葉県 みどりの現況値

都市公園数・面積

| 令和2年4月時点 | | |
|---------------|------------|---------------------|
| 種類 | 箇所数(箇所) | 面積 (ha) |
| 総合公園(県立公園含む) | 3 | 55.45 |
| 運動公園 | 1 | 5.71 |
| 地区公園 | 5 | 31.16 |
| 近隣公園 | 14 | 32.80 |
| 街区公園 | 98 | 18.79 |
| 公園 計 | 121 | 143.91 |
| 都市緑地 | 60 | 37.80 |
| 都市緑地 計 | 60 | 37.80 |
| 都市公園 計 | 181 | 181.71 |
| 市民1人当たりの公園面積 | - | 17.5 m ² |



② 公共施設緑地

◆道路

本市の道路では、植栽帯へ街路樹等が整備されていますが、歩行者の安全面を考慮して幅員の広い歩道を中心に植栽が進められています。現状では主に千葉ニュータウンにおいて、街路樹等を植栽し、まちなかの緑化を推進しています。

◆学校

市内の小学校や中学校、高等学校、大学の敷地内には、樹木や花壇・植込み、芝生、学校農園など、学校や教育内容等に応じて様々な緑地が整備されています。また、市内の学校の多くは、市の指定避難所に指定されています。

◆その他

市役所や公民館等の公共施設では、花壇や緑のカーテンなどによって積極的に敷地内の緑化を図っています。

③民間施設緑地

市内の商業施設や工場、病院等の民間施設には、花壇や植込み等の緑地が整備されています。また、ゴルフ場や運動施設等も整備されています。

(4) 地域制緑地

① 法によるもの

◆生産緑地地区

令和元年時点の生産緑地は 18 地区、2.58ha が指定されています。

◆県立印旛手賀自然公園

印旛沼や手賀沼周辺を含む 2,335.59ha の緑地等が印旛手賀自然公園に指定されています。

◆河川区域（水面）

市内を流れる河川や水面は 708.19ha が河川区域として指定されています。

◆農業振興地域農用地区域

市内の 3,102.07ha の農地が農業振興地域農用地区域として指定されています。

◆地域森林計画対象民有林

市内の 2,148.00ha の山林が地域森林計画対象民有林として指定されています。

② 法による地域及び協定・条例等によるもの

◆緑化協定

一定面積以上の工場、事業所、住宅用地等を対象として、企業・県・市町村の三者による緑化協定を締結しています。

本市が緑化協定を結んでいる件数は年々増えており、平成 31 年現在、19 件の緑化協定が結ばれています。

◆緑地協定

平成 23 年に、スマートハイムシティ印西牧の原地区において緑地協定が締結されました。

3. 意向調査結果

緑の基本計画を策定するにあたって実施した市民アンケートでは、以下のような意向が挙げられています。

(1) アンケート実施概要

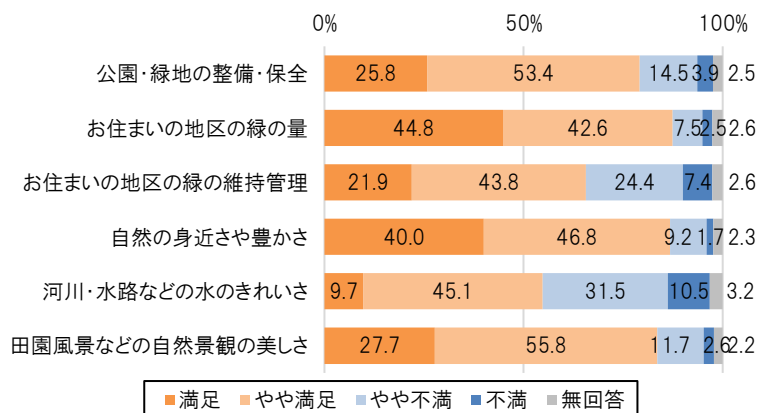
- 実施対象：市内在住の18歳以上の市民2,000人
- 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：令和元年9月6日から令和元年11月22日までの返送分を集計
- 回収結果

| | |
|---------------|---------|
| 配布数 (a) | 2,000 票 |
| 回収票数 (b) | 772 票 |
| 回収率 (b)/(a) | 38.6 % |
| 有効回答票数(c) | 772 票 |
| 有効回答率 (c)/(a) | 38.6 % |

(2) アンケートの集計結果の概要

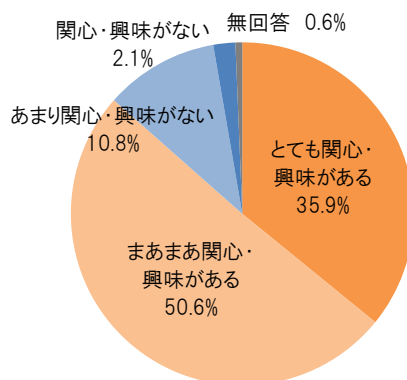
◆緑の量や自然の身近さ、豊かさへの満足度は高い傾向にあります

「お住まいの地区の緑の量」や「自然の身近さや豊かさ」に関する満足度は高い傾向にあるものの、「河川・水路などの水のきれいさ」に関する満足度は他の項目に比べ低い傾向にあります。



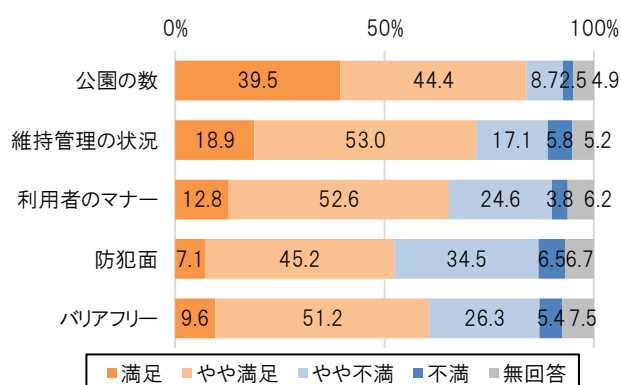
◆住民の緑地のある環境への関心は高い傾向にあります

「緑のある環境」にどの程度関心があるかという問いに対しては「まあまあ関心・興味がある」が50.6%で最も多く、「とても関心・興味がある」の35.9%を加えた回答は86.5%に達します。



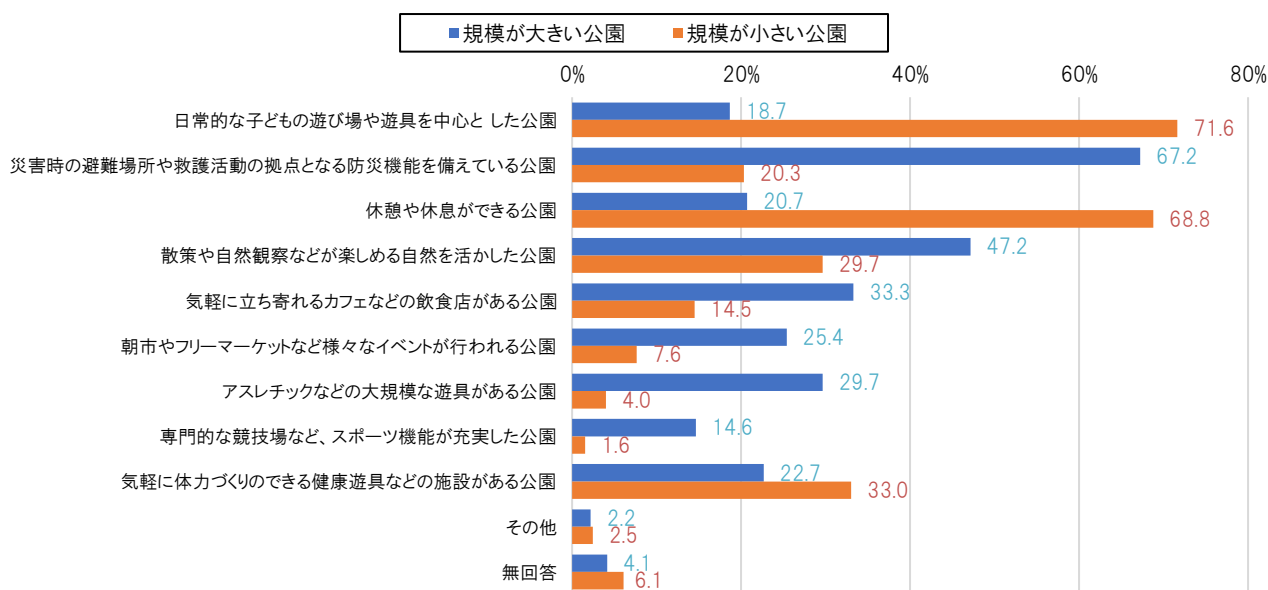
◆公園の数に対する満足度は高い傾向にあります

市内の公園に対する満足度について、「公園の数」に関する満足度は83.9%と高い傾向にあるものの、「防犯面」に関する満足度は他の項目に比べ低い傾向にあります。



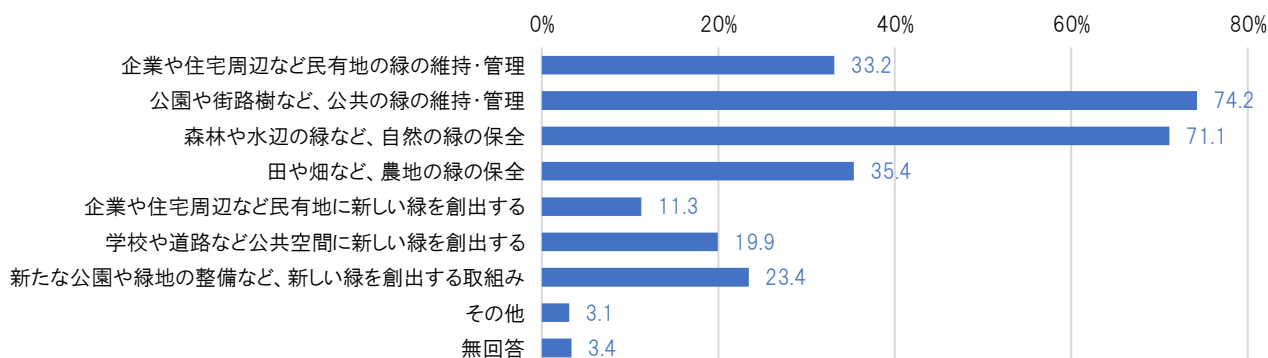
◆公園の規模によって望む公園の機能は異なります

公園に望む機能について、規模が大きい公園については「防災機能を備える公園」・「散策や自然観察などの楽しめる自然を活かした公園」を望む声が多く、規模が小さい公園については「日常的な子どもの遊び場や遊具を中心とした公園」・「休憩や休息できる公園」を望む声が多くなっています。



◆緑を守り、増やしていくためには公共の緑の維持管理及び自然の緑の保全が求められています

印西市の緑を守り、増やしていくために必要な取組について、「公園や街路樹など、公共の緑の維持・管理」・「森林や水辺の緑など、自然の緑の保全」が必要という意見が多く挙げられています。



4. 前計画の進捗状況

前計画(平成12年策定)で定めた「緑地の確保目標水準」について、進捗状況を整理します。

(1) 目標水準の達成状況

① 緑地の確保目標水準

前計画では、都市公園・緑地だけではなく、都市公園に準ずる機能を持つ公共施設緑地や民間施設緑地、法、協定、条例等で担保された私有地の緑地を含めた緑地全体の面積の割合を目標としました。

市街化区域に対する緑地の割合は目標水準を達成しています。

目標水準と現況の比較

| | 市街化区域に対する割合 | | | 市全域に対する割合 | | |
|---------------|-------------|----------|----------|-------------|-------------|-------------|
| | 印西地区 | 印旛地区 | 本笠地区 | 印西地区 | 印旛地区 | 本笠地区 |
| 平成12年策定時実績 | 155ha・10% | 76ha・28% | - | 2,183ha・41% | 3,075ha・66% | - |
| 令和2年長期目標 | 230ha・15% | 26ha・10% | - | 2,343ha・44% | 3,160ha・66% | - |
| 令和2年【現況】 | 228ha・15% | 97ha・36% | 14ha・10% | 2,342ha・44% | 3,072ha・66% | 1,581ha・67% |
| 令和2年市内全域(参考値) | 338ha・18% | | | 7,013ha・57% | | |

※四捨五入しているため合計値が合わないことがある

令和2年【現況】の数値と比較するために、印西地区の平成12年策定時実績・令和2年長期目標の民間施設緑地、印旛地区の平成12年策定時実績・令和2年長期目標の民間施設緑地・河川区域・自然公園の面積を追加しているため、前計画の数値とは合わない。

印西市：市街化区域面積：1,907ha、都市計画区域面積：12,380ha

印西地区：市街化区域面積：1,501ha、都市計画区域面積：5,351ha

印旛地区：市街化区域面積：270ha、都市計画区域面積：4,657ha

本笠地区：市街化区域面積：137ha、都市計画区域面積：2,372ha

対象とする緑

| | | 分類 | 対象の緑 | |
|-------|---------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 緑地 | 施設緑地 | 都市公園 | 総合公園、運動公園、地区公園等、都市公園法で規定するもの | |
| | | 都市公園以外 | 公共施設緑地 | 市が設置した屋外体育施設・広場・市民農園・児童遊園等 |
| | | | 公共施設以外における公共施設における植栽地等 | 学校の植栽地、街路樹等の道路の植栽帯、その他の公共施設における植栽地等 |
| | 民間施設緑地 | 公開空地、ゴルフ場等 | | |
| 地域制緑地 | 法による地域 | | ・生産緑地地区(生産緑地法) | |
| | | | ・自然公園(自然公園法) [※] | |
| | | | ・河川区域(河川法) ・農業振興地域農用地区域(農業振興地域整備法) ・地域森林計画対象民有林(森林法)など | |
| | 法による地域及び協定・条例等によるもの | ・緑地協定 ・条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区など | | |

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園に加え、都市公園に準ずる機能を持つ公共施設緑地を含めた緑地の人口一人当たりの面積を目標としました。

都市公園の目標水準は達成していませんが、どちらも順調に増加しています。

また、都市公園及び公共施設緑地の目標水準も達成していませんが、印西地区は計画策定時より増加しています。

目標水準と現況の比較

| | 都市公園 | | | 都市公園及び公共施設緑地 | | |
|---------------|------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------------|------------------------|------------------------|
| | 印西地区 | 印旛地区 | 本埜地区 | 印西地区 | 印旛地区 | 本埜地区 |
| 平成12年策定時実績 | 5.1 m ² /人 | 18.7 m ² /人 | 10.9 m ² /人 | 15.8 m ² /人 | 28.7 m ² /人 | - |
| 令和2年長期目標 | 22.2 m ² /人 | 26.8 m ² /人 | - | 31.8 m ² /人 | 32.1 m ² /人 | - |
| 令和2年【現況】 | 16.8 m ² /人 | 24.3 m ² /人 | 14.3 m ² /人 | 24.6 m ² /人 | 28.4 m ² /人 | 22.9 m ² /人 |
| 令和2年市内全域(参考値) | 17.5 m ² /人(市内全域) | | | 24.9 m ² /人(市内全域) | | |

※印西地区の人口：木下地区・大森地区・永治地区・中央駅地区・牧の原地区・船穂地区・小林地区の人口を合算
 印旛地区の人口：印旛地区・NT（印旛）地区の人口を合算
 本埜地区の人口：本埜地区・NT（本埜）地区の人口を合算

対象とする緑

| | | 分類 | 対象の緑 |
|---|--------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑 | 施設緑地 | 都市公園 | 総合公園、運動公園、地区公園等、都市公園法で規定するもの |
| | | 都市公園以外 公共施設緑地 | 都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設 市が設置した屋外体育施設・広場・市民農園・児童遊園 等 |
| | | 公共施設緑地 | 公共公益施設における植栽地等 学校の植栽地、街路樹等の道路の植栽帯、その他の公共公益施設における植栽地 等 |
| | 民間施設緑地 | 公開空地、ゴルフ場 等 | |
| 地 | 地域制緑地 | 法による地域 | ・生産緑地地区(生産緑地法) ・自然公園(自然公園法) [※] ・河川区域(河川法) ・農業振興地域農用地区域(農業振興地域整備法) ・地域森林計画対象民有林(森林法)など |
| | | 法による地域及び協定・条例等によるもの | ・緑地協定 ・条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 など |

(2) 施策の取組状況の検証 → P21～P26 資料編へ移動予定

前計画では、市民・企業・行政が連携して、ふれあいとうるおいのある緑豊かなまちをつくっていくために、5つの柱を立て22の施策を展開しました。

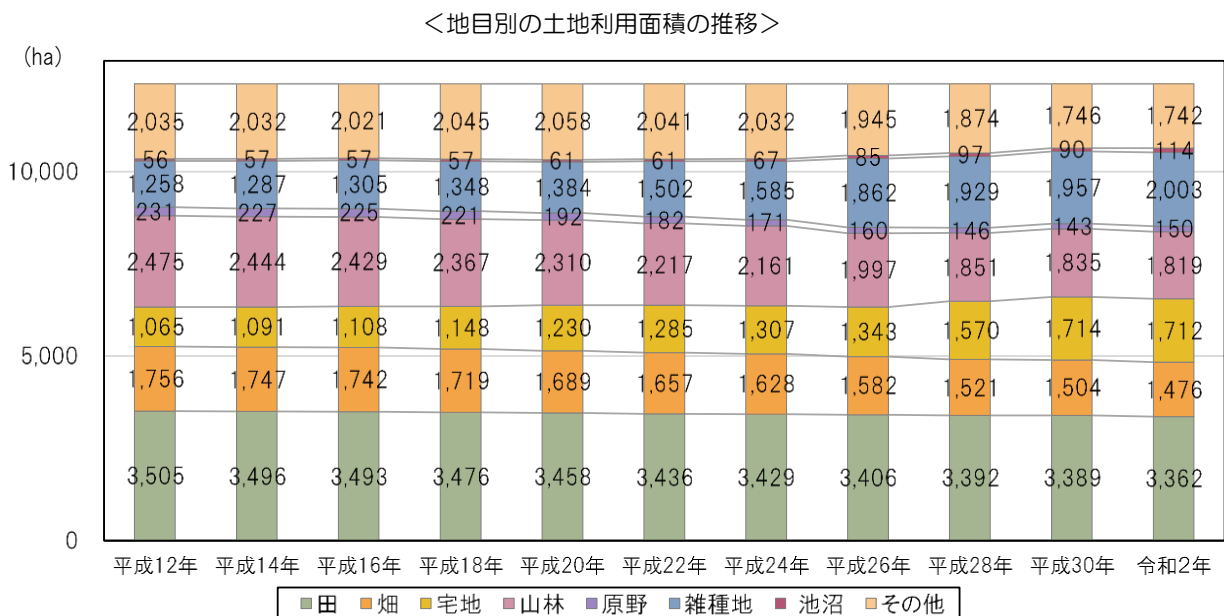
◆5つの柱の施策内容の概要

| 5つの柱 | 概要 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 里山の緑と歴史を守る | 印西市の緑を特徴づける里山の樹林地、草地、農地、湧水、水路等の保全及び歴史的文化的環境の保全に係る施策を展開する。 |
| まちに緑の拠点をつくる | 公園緑地は都市の緑の中核をなすもので、自然環境の保全、安全で快適なまちづくりやレクリエーション活動の場の提供、優れた都市景観の形成など重要な役割を果たしている。公園緑地の整備を中心に、公共施設の付属緑地や民間施設緑地などの整備にかかる施策を展開する。 |
| 水辺を保全・修復し活用する | 本市は、北側に手賀沼、利根川、将監川、南側に印旛沼につながる神崎川等の良好な水辺環境を有し、千葉県でも有数の豊かな水系を誇る地域である。この水辺環境を保全するとともに、より豊かな自然を有する水辺や親しみやすい水辺として修復し活用する施策を展開する。 |
| 花と緑の美しいまちをつくる | 花と緑あふれる美しく快適なまちづくりのためには、行政だけではなく、市民や企業が役割を分担し、協力しあって緑化を進めることが必要である。公共公益施設の緑化をモデルとして、住宅地や向上、商店や事務所などの緑化を奨励するための施策を展開する。 |
| 市民・企業・市が連携して緑豊かなまちをつくる | 都市緑化の気運を盛り上げ、市民・企業・市が一体となって緑化を推進していくための仕組みと活動の充実に努める。 |

基本方針1：里山の緑と歴史を守る

【取組施策】

- 県の千葉の里山・森づくりプロジェクトでリーディングに選定された武西地区の緑地を千葉県から引受け、市有地として確保しました。
- 木下万葉公園内での国指定の天然記念物である木下貝層の見学スペースの設置や市の指定文化財である小林の道作古墳群を歴史広場として整備することで、指定文化財の周知・活用及び文化財周辺の緑地の保全を図りました。
- 千葉ニュータウン内に残る史跡である泉新田大木戸野馬堀遺跡や掩体壕を緑地として確保することで史跡を保存しました。
- 各法令等に基づき農地や森林を保全しました。



【市内の現況】

- 令和2年の本市の地目上の土地利用は自然的な土地利用が市全域の 55.9%であり、前計画策定時の平成 12 年と比較し 8.9%減少しています。
- 市内の経営耕地面積 2,840.7haのうち、515haが耕作放棄地となっており(平成 27 年)、平成 12 年から平成 27 年にかけて約 9.3%増加しています。
- 指定文化財は、国指定が6件、県指定が 17 件、市指定が 26 件、国登録有形文化財が 1件の 50 件、そのうち記念物・天然記念物、記念物・史跡として 10 件が指定されています。



木下万葉公園



道作古墳群歴史広場



掩体壕

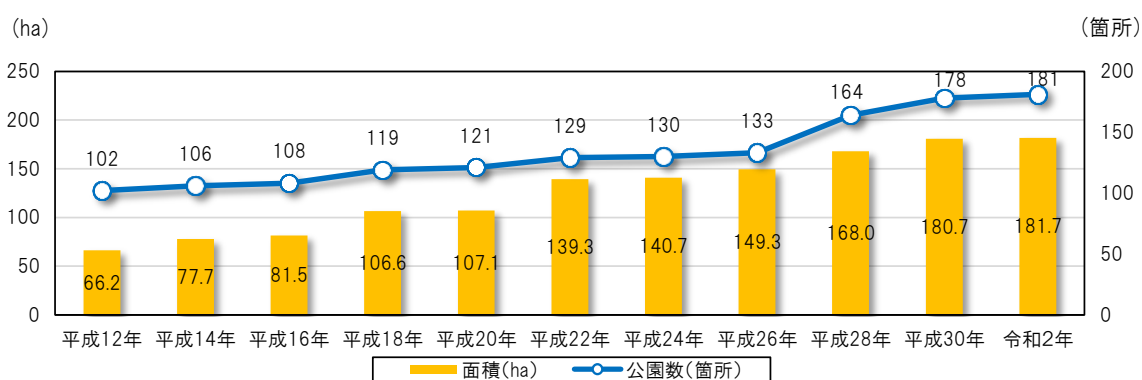
基本方針2:まちに緑の拠点をつくる

【取組施策】

- 松山下公園での総合体育館の整備や、木下万葉公園、木下交流の杜公園など自然、文化を活かした公園を整備しました。
- 千葉ニュータウン事業により整備された泉公園など 45 箇所の公園・都市緑地を開園しました。
- 公園以外でも、竹袋調整池や木下交流の杜広場、木下交流の杜フットサルパークなども整備しました。

【市内の現況】

＜都市公園面積・数の推移＞



- 令和2年4月の市内の都市公園は、181箇所、181.7haが整備され、市民1人あたりの公園面積は $17.5 \text{ m}^2/\text{人}$ となっており、前計画策定時から約2倍に増加しています。これは、千葉ニュータウン事業の進展により計画的に公園が整備されたこと等により都市公園が大幅に増加したものです。
- 市全域における緑地は 7,012.5ha(市全域の 56.6%)であり、都市公園などの「施設緑地」が 782.1ha(市全域の 6.3%)、農業振興地域農用地区域などの「地域制緑地」が 6,356.0ha(市全域の 51.3%)となっています。



松山下公園



泉公園



木下交流の杜フットサルパーク

基本方針3:水辺を保全・修復し活用する

【取組施策】

- 手賀沼、印旛沼等の水辺で繁殖している特定外来種のナガエツルノゲイトウなどの駆除を市民団体との協働により実施しています。
- 別所緑地に、市民が気軽に水辺環境などを観察できるよう、デッキを設置しました。
- 弁天川、六軒川などでは、NPO 団体が舟運事業を実施し、また、「木下河岸」などの調査・研究・啓発を市民団体との協働で実施しています。



ふるさといんざいぶらり川めぐり



木下の蔵

【市内の現況】

- 自然環境調査の結果から、国・県等で指定されている希少性の高い注目種は調査実施の17地点全てで確認されています。



アカシデ（注目種）



ヨシガモ（注目種）

- 特定外来生物は、ナガエツルノゲイトウやカミツキガメ、オオクチバスなどが17地点のうち4地点で確認されています。



ナガエツルノゲイトウ（特定外来生物）



カミツキガメ（特定外来生物）

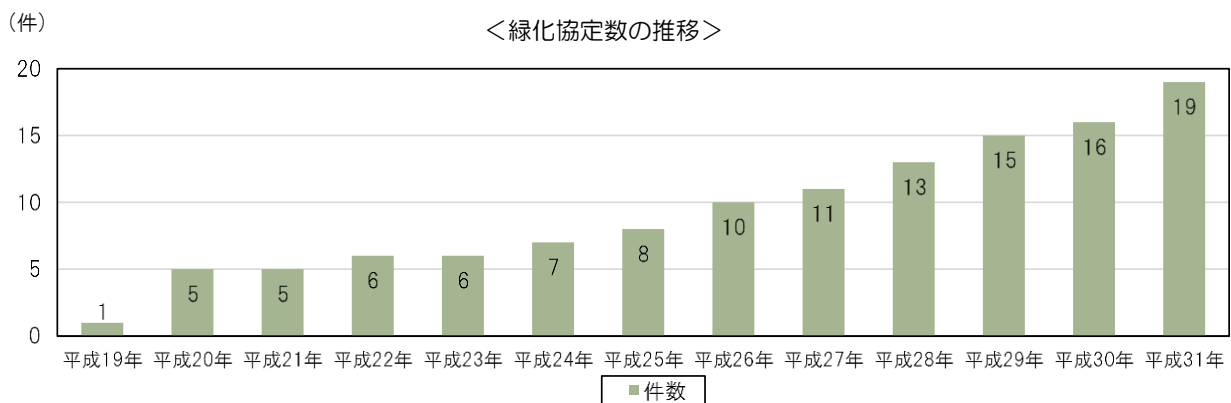


オオクチバス（特定外来生物）

基本方針4:花と緑の美しいまちをつくる

【取組施策】

- 市の花であるコスモスの種を配布し、学校等、市内各所で花を咲かせる取組を実施しています。
- ヒートアイランド現象の緩和が期待されるグリーンカーテンの苗を配布しており、また、グリーンカーテンコンテストを実施するなど、市民にグリーンカーテンを周知しています。
- 工場、事業所、住宅用地等を対象とした緑化協定が 19 件締結され、スマートハイムシティ印西牧の原地区において緑地協定が締結されました。
- 都市公園では、26 団体が公園での清掃や花植えを実施し、別所谷津公園、竹袋調整池や道作古墳群では、市民団体との協働による管理を実施しています。
- 道路では、16 の美化団体が清掃や花植えを実施しています。



【市内の現況】

- 市内での緑化協定は平成 31 年で 19 件あり、平成 20 年から4倍に増加しています。
- 現在、スマートハイムシティ印西牧の原地区において、緑地協定が締結されました。
- 小・中学校や市役所等の市内の公共施設では、庁内関係各課と連携を図り敷地内の緑化図っています。



印西市役所



グリーンカーテン



スマートハイムシティ
印西牧の原地区

基本方針5：市民・企業・市が連携して緑豊かなまちをつくる

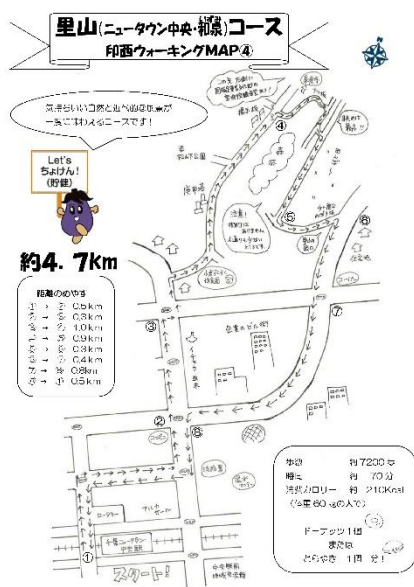
【取組施策】

- 都市公園では、26 団体が公園での清掃や花植えを実施し、別所谷津公園、竹袋調整池や道作古墳群では、市民団体との協働での管理を実施しています。（再掲）
- 千葉県から引受けた武西地区の緑地において市民団体と協働で管理を実施しています。
- 道路では、16 の美化団体が清掃や花植えを実施しています。（再掲）

【市内の現況】

- 市によるウォーキングコースなどのマップの配布や、NPO団体によるウォーキング大会の実施など、緑の中を歩く機運を高めています。

＜ウォーキングコースマップ＞



別所谷津公園



管理された花壇の様子



美化活動の様子

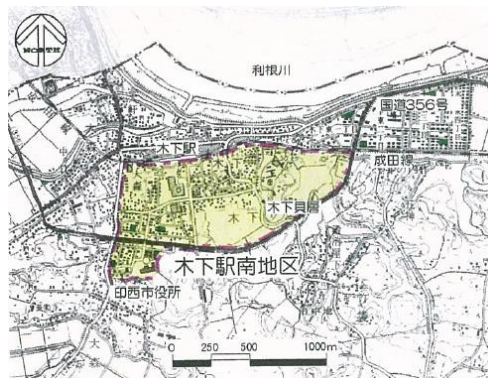
(3) 緑化重点地区への取組検証 → P27～P28 資料編へ移動予定

「緑化重点地区」は、駅前など都市のシンボルとなる地区や緑が少ない地区、風致の維持が特に重要な地区、緑化の推進に対し住民の意識が高い地区などを対象に設定するものです。

① 木下駅南地区

【前計画策定時の地区概要】

- 駅前のシンボルとなる地区であるが、現在は緑が少ない。
- 地区の一部に土地区画整理事業の実施が予定されており、緑豊かなまちづくりの可能性が高い。
- 既成市街地の緑化モデル、土地区画整理事業による緑豊かなまちづくりのモデルとして、波及効果が期待される。



木下駅南地区 区域図

【取組施策】

- 四季を感じる歩行空間の整備として、木下南のメイン道路(市道 14-003 号線)に街路樹(ハナミズキ)を植栽し、幹線道路(市道 00-008 号線)に河津桜を植栽しました。
- 緑の拠点の整備として、木下万葉公園、木下交流の杜公園、木下南公園、木下交流の杜広場の整備を行いました。
- 花と緑のうるおいのまちづくりとして、木下駅南口駅前の緑化やイルミネーションを実施しました。



木下万葉公園



木下交流の杜公園

② 結縁寺の里山地区

【前計画策定時の地区概要】

- 本市の特徴ある緑の一つとして里山があげられるが、中でも結縁寺の里山は、自然性、歴史・文化性、景観、アクセス、管理状況などあらゆる点で優れた地区である。
- この里山の保全に積極的な市民グループがあり、地区住民と連携した施策展開の可能性が高い。
- 千葉ニュータウン区域及び松崎工業団地に隣接し、緊急に保全する必要があり、保全型の緑化重点地区のモデルとして最適である。



結縁寺の里山地区 区域図

【取組施策】

- 地区内で説明会及び先進地視察等を実施しました。
- 地域の人と先進地視察等を実施しました。
- 結縁寺門前の散策路を整備しました。
- (財)イオン環境財団、里地ネットワーク主催のイベントを開催しました。



結縁寺



結縁寺のため池

5. 緑に関する課題

緑の保全における課題

【農地・山林】

- 農業従事者の高齢化などに伴う担い手不足により耕作放棄地が増加しており、担い手の確保や農地の適正な利用による耕作放棄地の解消が求められます。
- 印西市の原風景である里山については、主な構成要素である谷津田の耕作放棄地が特に増加することにより、周辺の斜面林や水路なども荒廃し、一体としての里山景観が荒廃する状況が各地で生じています。
- 土地所有者の高齢化などにより管理が行き届かない山林が目立ってきていることから、持続的な森林環境保全が求められます。
- グリーンインフラの機能を活かした雨水貯留などの防災機能や、緑陰による温暖化防止、生物多様性の確保など、多様な視点からも農地や山林等の維持管理が求められます。
- 生産緑地については、引き続き確保できるような対応が求められます。
- 持続的な取り組みへの理解が醸成され参加が増えるよう、自然の緑の大切さを普及啓発していく取り組みなどが求められます。

【河川・水辺】

- 印旛沼・手賀沼などの河川の環境基準は、一部、未達成な箇所がみられます。そのため、生活雑排水の河川への流入防止などの対策に加え、市民の水質に対する意識啓発などにより、良好な水辺環境の保全が求められます。

【指定文化財】

- 指定文化財は、周囲の自然環境と歴史的調和によって保全されているため、周辺の緑地・自然環境と一体的な保全が求められます。

【開発】

- 開発が実施される地区においては、周辺の緑との連続性の確保や緑豊かな街並みの形成に向けて、緑の保全と緑化の推進を誘導していくことが求められます。

【生物多様性】

- 動植物の生息・生育空間は、土地利用の変化等に伴う緑の減少により失われつつあります。生物多様性の観点からも本市に残る河川や里山等の自然豊かな環境の保全に向けた取り組みが求められます。
- ナガエツルノゲイトウやオオキンケイギク、カミツキガメなどの特定外来種の移入増加により在来種の生態系が脅かされています。そのため、外来種の駆除や移入の根絶など適正な対策が求められます。
- 生物の移動空間ともなるようなエコロジカルネットワークや緑の回廊と言われる緑の連続性の確保が求められます。

緑の創出における課題

【公園】

- 開発行為や土地区画整理事業などにおいて必要とされている都市公園の設置について、適正な規模・配置となるよう、計画・誘導していく必要があります。
- 都市公園は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の利用者が安全かつ安心して利用できるよう、施設や樹木・植栽が適切に管理されている必要があります。
- 多くの市民に利用され、地域住民などの多様なニーズに対応した地域に欠かせない魅力ある公園としていくため、必要に応じて民間等のノウハウを活用することを検討する必要があります。
- 施設の老朽化や、開発提供公園の増加により、公園の維持管理費の負担が増加しているため、社会経済状況を踏まえた効率的な整備や維持管理を検討していく必要があります。

【道路】

- 都市の美観の向上や道路環境の保全、歩行者などへ日陰を提供するために、街路樹などの植栽帯が適切に管理されている必要があります。

【公共・民間施設】

- 公共施設は、市民生活に欠かせない施設であるとともに、市内の緑化を推進する上で核となる施設であることから、積極的な緑化により緑と調和した空間づくりが必要です。
- 商・工業施設等の民間施設は、市民生活の利便性の向上と合わせて、暮らしに潤いを与える施設ともなるよう、敷地内の緑化や緑に囲まれた空間づくりが求められます。
- 既存の緑が形成する市内のエコロジカルネットワークの維持に向け、市街地の緑と郊外の緑の質の向上と連続性が確保できるよう、公共・民間施設等の緑化への協力が必要です。

【景観】

- 印旛沼や手賀沼などの水辺や谷津田、樹林地などの里山、広大な田園風景、千葉ニュータウンなどの新しい市街地、歴史の面影が残る木下などの市街地や歴史文化財など、市民の暮らしと調和した印西らしさがみられる景観の形成に向けて、適正な土地利用の誘導や、市・市民・事業者が協力・連携して良好な景観の形成に取り組む必要があります。

緑の担い手の育成における課題

【公園・道路】

- 地域の方が愛着の持てる公園や道路となるよう、市民との協働による清掃や花壇づくりを進める必要があります。

【市民活動】

- 緑豊かなまちづくりの実現に向け、市民や事業者等が緑化活動に参加しやすい環境を形成するとともに、継続的な活動となるよう、活動に関わる個人・団体への支援が必要です。

コラム掲載予定

第2章

印西市の緑の将来像と目標

1. 基本理念

本市では、利根川沿いに水運が盛んであった江戸時代から形成されてきた市街地のほか、台地部に千葉ニュータウンをはじめとした新しい市街地が形成されてきました。こうした市街地には、都市公園や街路樹などまちづくりを通じて創出された身近な緑が、市民の憩いの場として利用されています。また、市街地の周辺には、斜面林や谷津田などの本市を代表する里山景観が形成されているほか、利根川や印旛沼等の水辺を中心に広大な田園景観が広がるなど、多様な緑が存在しています。

しかし、近年では担い手不足などによる耕作放棄地の増加、生活スタイルの変化や不法投棄などによる樹林地の荒廃、河川の水質悪化、外来種の移入等により自然の緑の質の低下が懸念されています。

また、都市公園においては、1人当たり都市公園面積が千葉県内でも上位に位置しており、都市公園の量は充足しつつあります。しかし、開園後年数を経過した公園が増加し公園施設の老朽化が懸念されるほか、利用率の増加や多様なニーズへの対応が求められています。

なお、国では、2020年から次期生物多様性国家戦略策定に向けた検討が開始され、地方公共団体においても多様な動植物の生息・生育環境を維持・確保する生物多様性が求められているほか、自然環境が有する機能を一般社会が抱える課題の解決に活用するグリーンインフラへの取り組み、国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)への取り組みなど、新たな視点や取り組みが進められています。

本市においては、豊富な自然環境と共生する暮らしや景観を大切な財産として将来へ引き継ぎつつ、都市環境との調和を図っていく必要があります。

「印西市緑の基本計画」では、こうした緑による、市民の暮らしに潤いや安らぎを与える生活環境づくりに向け、計画的に緑を保全・創出・活用していくための取り組みをとりまとめます。そして、本計画の推進、施策への取り組みを通じて、市・市民・事業者など緑に関わる全ての人が協力して緑豊かなまちづくりを目指します。

2. 緑の将来像

本市が目指すまちの理想像である「住みよさ実感都市 ずっとこのまち いんざいで」の実現に向けて、基本理念を踏まえた緑の将来像を以下のとおりとします。

【印西市が目指す緑の将来像（案）】

みどりを守り育む 彩りあるまち いんざい

第2回検討委員会では、委員の皆様から、以下のキーワードを頂きました。

＜第2回検討委員会で挙げたキーワード＞

| | | | | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 案 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑で守る住み続けたいまち印西 ・緑を守り育み、ずっと住み続けたいまち印西 ・緑を守り育み 緑と共生するまち いんざい | | | |
| キーワード | <ul style="list-style-type: none"> ・緑／みどり ・花 ・羽ばたく | <ul style="list-style-type: none"> ・水 ・光輝く ・守る | <ul style="list-style-type: none"> ・心を育む ・つくる ・彩り | <ul style="list-style-type: none"> ・育む ・里山 |

また、現行計画・上位計画等の将来像は、以下のとおりです。

＜現行計画・上位計画の将来像(再掲)＞

| 計画期間 | 計画名 | 将来像 |
|--------|-----------|-----------------------------|
| H12～R2 | 印西市緑の基本計画 | 花いっぱい緑いっぱい 人と自然が生きるまち 印西 |
| H12～R2 | 印旛村緑の基本計画 | みんなの力で守ろう、創ろう 印旛村の『豊かな水と緑』を |

＜策定中の上位計画の将来像(再掲)＞

| 計画期間 | 計画名 | 将来像 |
|--------|----------------|-------------------------|
| R3～R12 | 基本構想・都市マス(素案) | 住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで |
| R3～R12 | 都市マス(基本理念)(素案) | 快適で、魅力的、持続的に発展する都市 |









＜将来像 その他候補＞

- ・花と緑と水があふれる みんなのふるさと いんざい
- ・豊かな自然を守り・育てる 緑あふれるまち いんざい
- ・緑を守り育み 緑と共生するまち いんざい

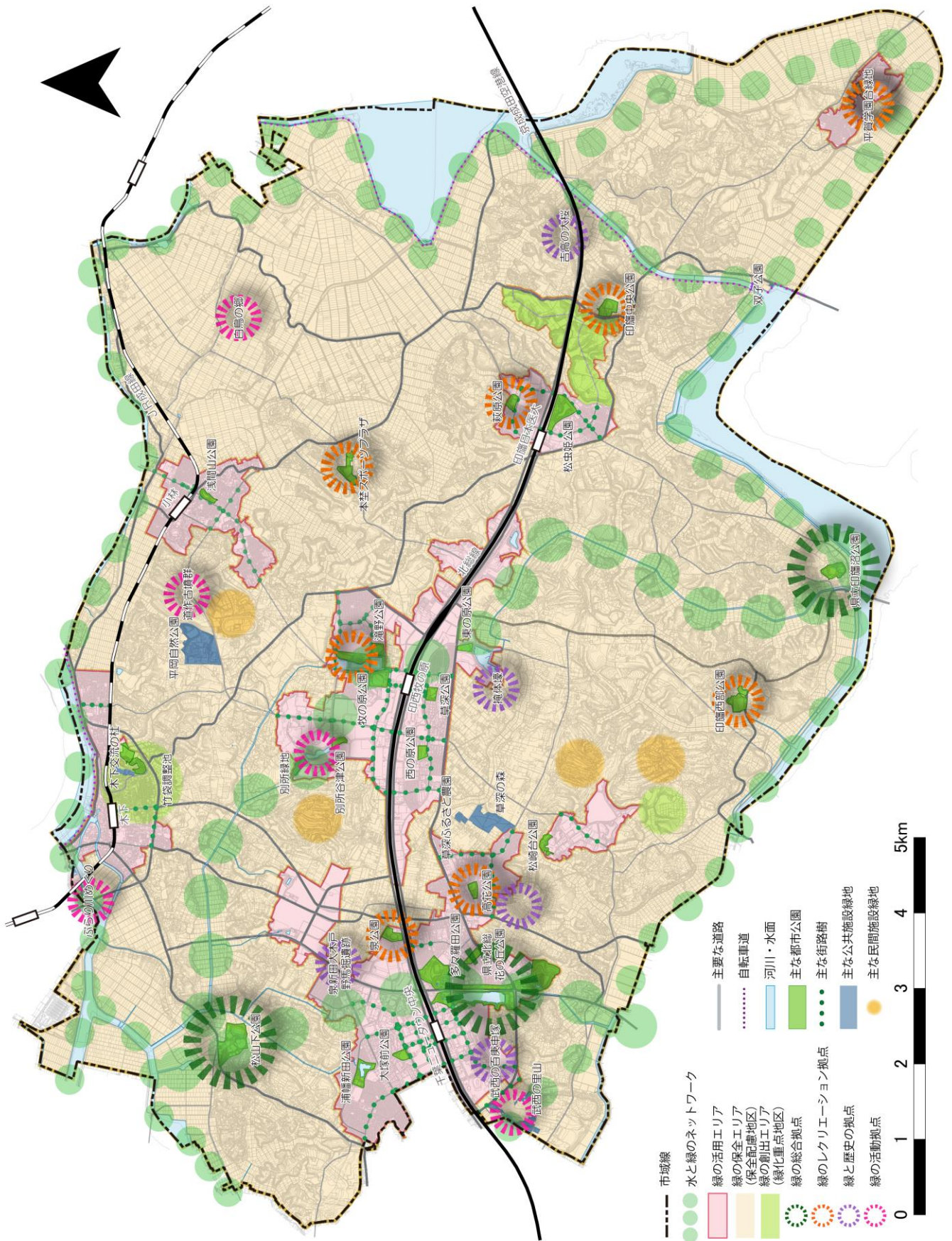
この事務局(案)に対し、委員の皆様からご意見を頂いて、最終案と致します。皆様から、多くのご意見を頂ければと思います。

3. 緑の配置方針


緑の将来像の実現に向けて、市内の緑を保全するとともに、緑豊かな都市環境を形成し、それらの連続性を図るという観点から緑の配置方針を設定します。

| 名称 | 凡例 | 配置の方針 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水と緑のネットワーク |  | 本市の良好な斜面林や農地、水辺の環境や、市街地の公園や街路樹などによって緑の連続性が確保されており、今後も保全・活用が求められる軸を、水と緑のネットワーク(エコロジカルネットワーク)として位置付けます。 |
| 緑の活用エリア |  | 都市公園や街路樹などの緑が既に創出されている市街地について、今ある緑の機能を最大限活かすため、適正な維持管理や活用を行うことで、にぎわいの創出や都市環境の保全を行う緑の活用エリアとして位置付けます。 |
| 緑の保全エリア (保全配慮地区) |  | 市街地の縁辺部は、樹林地や農地等から形成される里山が多く残り、良好な自然環境を形成していることから、これらの環境を引き続き保全していく緑の保全エリアとして位置付けます。 |
| 緑の創出エリア (緑化重点地区) |  | 印旛中央地区と次期中間処理施設建設予定地周辺、木下駅南口地区は、整備と合わせて計画的な緑の形成・創出を推進する、緑の創出エリアとして位置付けます。 |
| 緑の総合拠点 |  | 総合公園である北総花の丘公園・松山下公園・印旛沼公園は本市を代表する緑です。これらの緑も、本市を代表する緑として市民に親しまれる場であることから、これらを緑の総合拠点として位置付けます。 |
| 緑のレクリエーション拠点 |  | 本埜スポーツプラザや牧の原公園、平賀学園台緑地などの公園施設は、レクリエーションの場として市民に活用されています。これらの施設を緑のレクリエーション拠点として位置付けます。 |
| 緑と歴史の拠点 |  | 道作古墳群や泉新田大木戸野馬堀遺跡、掩体壕などの市内の文化財と一体となった緑は、貴重な歴史を継承する環境を形成しています。本市の歴史を適正に継承していくため、緑と歴史の拠点として位置付けます。 |
| 緑の活動拠点 |  | 武西の里山や道作古墳群、白鳥の郷などの緑は、市民団体による環境保全・観察等の活動の場であり、良好な自然環境が形成されています。今後も引き続き活動が発展するよう緑の活動拠点として位置付けます。 |

緑の将来像図



4. 基本方針

本計画の基本理念を踏まえ、緑の将来像である「」を実現するため、緑のまちづくりに向けた具体的な取り組みとなる基本方針を以下のとおり設定します。

これらの基本方針は、緑のまちづくりの基本となるものであり、これに基づいて、グリーンインフラの一つである緑が持つ多様な機能に配慮しつつ、様々な取り組みを展開していきます。

基本方針1 豊かな自然環境と美しい風景を形成する緑を守る

守る

本市は、樹林地や谷津田、集落などによって自然豊かな里山が形成されているほか、広大な田園風景や、印旛沼や手賀沼、利根川などの河川により潤いのある水辺空間が形成されています。また、文化財指定地では、代々受け継がれてきた歴史環境をみることができます。こうした環境は多様な生き物が息づく場であるとともに、市民にとってふるさつを感じるができる原風景がつくられてきました。これらの緑は、印西市固有の環境であり、ふるさつの風景でもあるため、今後も良好な状態で保全していきます。

基本方針2 快適な暮らしを支える、まちなかの緑を創り育てる

創り
育てる

市内には、千葉ニュータウンをはじめ、木下駅や小林駅を中心に市街地が形成され、快適な市民生活の実現に向けて、都市公園や街路樹等のまちなかの緑が計画的に配置されています。また、公共施設や民間施設では敷地内への緑化が進んでいるほか、住宅の庭先にも植栽をみるすることができます。

こうした、連続性のある緑に囲まれた魅力あるまちづくりとともに、市民が安全・安心に暮らせるよう、緑の適正な管理に配慮するなど、まちなかに快適さを感じられる良好な緑空間を創り育てていきます。

基本方針3 緑を守り育てる仲間を増やす

仲間を
増やす

市内の良好な緑の環境は、適正に管理されることで次の世代に継承されていきます。一方で、少子高齢化が進む中で、良好な緑を守り育てる担い手の確保が難しい状況です。現在の良好な緑の環境を維持し、継承していくため、緑を通じた環境学習、自然観察や情報発信等を通じて緑への意識や興味を深めてもらうとともに緑を身近に感じてもらうほか、緑化活動への支援を通じて、緑を守り育てる担い手となる仲間を増やしていきます。

5. 計画のフレーム

(1) 計画フレームの考え方

将来人口フレームは、計画の目標年次を令和22年度として、印西市総合計画・印西市第1次基本計画と整合を図り、次のように設定します。

① 計画対象区域

計画対象区域は、印西市の全域、面積 123.8k m²とします。

② 将来人口フレーム

令和12年度における人口の見通しは、印西市総合計画と整合を図り、次のように設定します。
なお、令和22年度目標年次における人口は、印西市第1次基本計画と整合を図り103,400人に設定します。

■ 将来人口フレーム

| | 令和2年度 策定時 | 令和12年度 中間年次 | 令和22年度 目標年次 |
|----|--------------|----------------|----------------|
| 人口 | 103,794人 | 109,300人 | 103,400人 |

出典：令和12年度：印西市総合計画（令和3年）
令和22年度：印西市第1次基本計画（令和3年）

6. 計画の目標

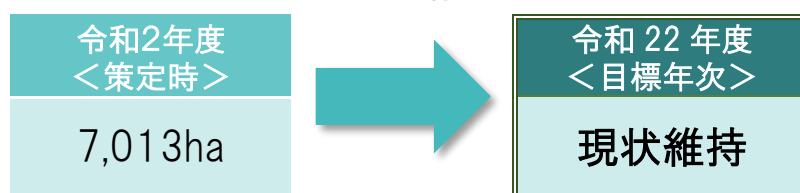
緑の将来像の実現に向けて、本計画の目標年次である令和 22 年度までに、以下の3つの目標を設定します。

目標 1 緑地面積の確保

【目標設定の考え方】

本市には多くの緑地が残るものの、農地や山林の管理不足や不法投棄、宅地等への転用により、緑地の量、質ともに低下する傾向にあります。そこで、緑地の保全・活用に向けた様々な取組により、緑地の量を目標に設定します。

《市全域の緑の量》



【目標値の考え方】

今までの推移から推計される緑の量は、今後も減少傾向にありますが、様々な取り組みを行うことで緑の量を現状維持とすることを目標として設定しました。

目標 2 緑に対する満足度の向上

【目標設定の考え方】

市民による市内の緑に対する満足度は 76%と高い状態になっていますが、今後、緑の量や質、維持管理状況等の向上により、更に市民の満足度を高めていくことを目指し、意向調査結果における市民の緑に対する満足度を目標に設定します。

《市民の緑に対する満足》

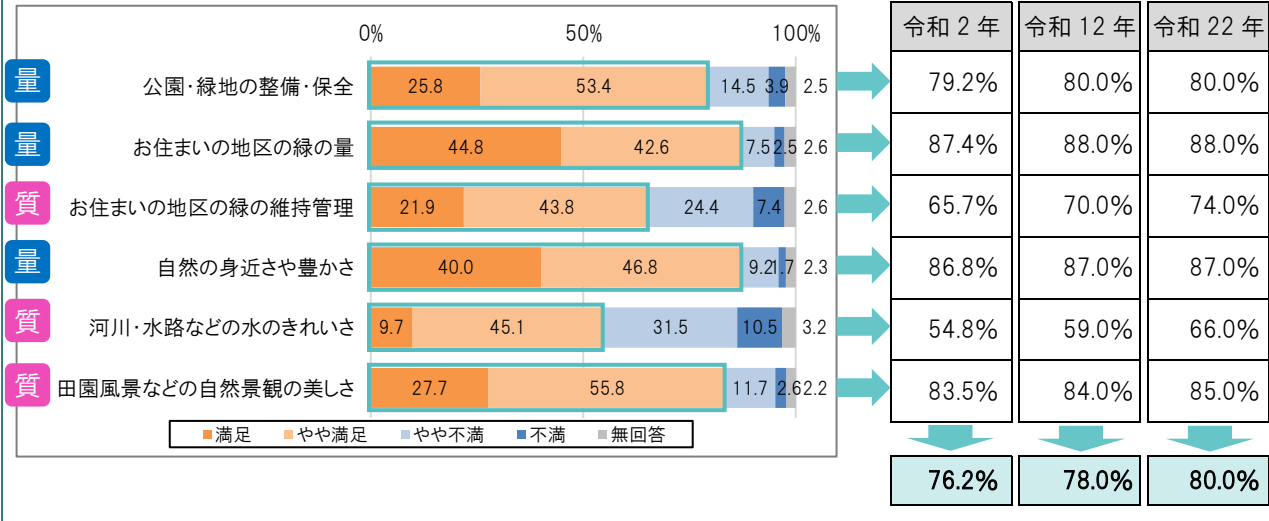


【目標値の考え方】

市民意向調査では、市内の緑の質・量に対し市民は概ね満足している結果となりました。緑の量については、目標1で現状維持を目指すと設定しましたが、目標2では緑の質・量ともに満足してもらえることを目標とし、市民の緑に対する満足度を更に高めていくことを目指して目標値を設定しました。

市民の緑に対する満足度の現況値の抽出方法

市民の緑に対する満足度の現況値の抽出方法として、令和元年9月に実施した、「印西市都市マスタープラン」及び「印西市緑の基本計画」策定に向けたアンケート調査において、「公園・緑地の整備・保全」、「お住まいの地区の緑の量」、「お住まいの地区の緑の維持管理」、「自然の身近さや豊かさ」、「河川・水路などの水のきれいさ」、「田園風景などの自然景観の美しさ」の満足・やや満足の合計の平均値を抽出しました。



目標3 市民協働の推進

【目標設定の考え方】

少子高齢化の進行により、緑の担い手が減少していく中で、市・市民・事業者の協働による緑の保全・緑化活動の推進に向け、活動を担う緑に関わる市民活動団体について、その団体数を目標に設定します。

《緑の保全・緑化に取り組む市民活動団体数》



※対象となる団体、参加数は、市に登録されているものを対象とします

【目標値の考え方】

市内の緑の維持管理活動では、個人で取組む以外に、活動団体を組織し、又は参加することで取組むこともできます。活動団体での活動とすることで活動の継続性や、緑に関する知識、技術の習得・蓄積が期待できます。

そのため、市民協働の主体となりうる活動団体について、現在の42団体から令和22年度には50団体とすることを目標値として設定しました。